The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	和歌山県太地町のイルカ追い込み漁問題
Author(s)	浅野, 幸治
Citation	医療・生命と倫理・社会. 2016, 13, p. 15-31
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57400
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

和歌山県太地町のイルカ追い込み漁問題[1]

浅野　幸治
（豊田工業大学准教授、哲学）

序

和歌山県の太地町では、追い込み漁と呼ばれる方法でイルカを捕獲している。このイルカ追い込み漁が、近年、日本の社会を騒がせている。この問題は、主として以下の４つの出来事をきっかけとしている。

第１に、2003 年 11 月 18 日、シー・シェパードと呼ばれる海洋生物保護団体に属する２人の活動家アリソン・ワトソンとアレックス・コーネリソンが、太地町でイルカ漁の網を切って、その場で逮捕され、拘留された。そして２人は、威力業務妨害と器物損壊の罪で略式起訴され、計 80 万円の罰金を支払うことで翌月９日に釈放された。

第２に、2009 年に、ルイ・シホヨス監督の映画『ザ・コーヴ』がアメリカ合衆国で公開され、日本でも翌 2010 年に公開された。この映画に登場する中心人物であるリチャード・オバリーは、イルカを水族館から解放する運動をしている。オバリーがこの映画で、太地町のイルカ追い込み漁に焦点を当てるのは､「太地が世界のマリンパークやイルカ体験ツアーの最大のイルカ供給源だ」からである（シホヨス：Chapter 3)。

第３に、2014 年１月、キャロライン・ケネディ駐日米国大使が、ツイッターで「米国政府はイルカの追い込み漁に反対します。イルカが殺される追い込み漁の非人道性について深く懸念しています」と発言した。

第４に、2015 年４月 21 日、世界動物園水族館協会が、日本動物園水族館協会に属する動物園・水族館がイルカを太地町の追い込み漁から入手しているという理由で、日本動物園水族館協会を会員資格停止の処分にした。それに対して５月 20 日、日本動物園水族館協会は、追い込み漁からのイルカ入手を禁じることを決定し、世界動物園水族館協会に対して会員資格停止処分の取り消しを求めた。

これら４つの出来事に共通しているのは、それらが太地町のイルカ追い込み漁に関係しているということである。しかしながら、主たる登場人物はそれぞれの出来事で違っている。第１の出来事では、主たる登場人物はシー・シェパードである。第２の出来事では、オバリーである。第３の出来事では、いわずもがな、ケネディ大使である。第４の出来事では、日本動物園水族館協会と世界動物園水族館協会である。それぞれの出来事で主たる登場人物が異なるのに応じて、主たる登場人物が述べる主張内容も違えば、そこで問題になる争点も違っている。そこで本論考では、なによりも、それぞれの登場人物が述べている主張内容を区別し、問題となる争点を明確化することが必要である。そしてそれと同時に、それぞれの争点に注釈を加えていき、最後に解決案として私自身の見解を述べる。

第１節　動物園水族館協会

４つの出来事の中で１番扱いやすいのは、日本動物園水族館協会と世界動物園水族館協会の間の出来事である。それは、世界動物園水族館協会という１つの組織の内部の出来事だからである。その意味で、一般の人、外部の者を巻き込んでいない。たしかに、太地町のイルカ追い込み漁と関係しているけれども、その関わりが４つの出来事の中では１番遠い、間接的である。一体どういうことか。そもそも、日本動物園水族館協会とは何か。世界動物園水族館協会とは何か。

日本動物園水族館協会とは、日本にある 152 の動物園や水族館から成る公益社団法人である[2]。では、何をするための団体なのか。日本動物園水族館協会では、４つの目的を掲げていて、その筆頭にくるのが、種の保存である――あとの３つは、教育・環境教育と調査・研究とレクリエーションである（日動水 2015a）。具体的にどのような種を保存対象とするのかについては、約 150 種を特定して「この動物をとくに守ろうとしています」と述べている。この約 150 種の中には、バンドウイルカ、イロワケイルカ、スナメリ、カマイルカが含まれている（日動水 2015b）。また同協会では、倫理要綱を定めていて、その第３条２項で次のように述べている。

> 収集する動物は、できるだけ飼育下で繁殖したものとし、それ以外からの入手は適法であることはもちろん､種の保全について充分な配慮のもとで行われること。（日動水 2006）

次に世界動物園水族館協会は、日本動物園水族館協会のような国単位・地域単位の協会や個々の動物園や水族館を会員とする組織である[3]。簡単に言えば、日本動物園水族館協会の上部団体と言ってよいだろう。では世界動物園水族館協会の目標は何かと言えば、種や生態系の保存や維持のために動物園や水族館が持てる力を最大限に発揮することである（WAZA 2015a）。また世界動物園水族館協会には、日本動物園水族館協会と同様な倫理綱領がある。それは「倫理と動物福祉に関する綱領」と名付けられ、その第４条「動物の収集」で次のように述べている。

> 収集する動物は、できるだけ飼育下で繁殖したものとする。‥‥野生動物を収集する場合は、種の保全に悪影響を与えないよう配慮すること[4]。（WAZA 2003）

また「野生動物の福祉問題」と題する第 12 条において、世界動物園水族館協会は、「野生動物の捕獲方法に関して、残酷な方法や非選択的な方法」に反対するという意見表明をしている（WAZA 2003）。

さてそれでは､日本動物園水族館協会と世界動物園水族館協会とで何が問題だったのか。世界動物園水族館協会において､太地町のイルカ追い込み漁問題は 2004 年にまで遡るようである。けれども資料として明確にたどることができるのは、2006 年のカレン・サウスマン会長名の書簡からである。その書簡の中で、サウスマン会長は、太地町のイルカ追い込

み漁が動物を自然界から収集する「残酷な方法や非選択的な方法」に当たり、したがってイルカを追い込み漁から入手することが同協会の倫理と動物福祉に関する綱領に反するという旨のことを述べている（Sausman)。しかしながら、その後しばらく世界動物園水族館協会の中で、イルカ追い込み漁問題はあまり進展しなかったようである。ようやく問題が大きく動いたのが、すでに述べたように 2015 年 4 月 21 日である。その日、世界動物園水族館協会の評議会は全会一致で、日本動物園水族館協会の会員資格を停止することに決めた。

では一体、何が問題なのか。すでに述べたように、日本動物園水族館協会が「とくに守ろうとしてい」る種の中には、バンドウイルカ、イロワケイルカ、スナメリ、カマイルカが含まれている。他方、太地町の追い込み漁では何を捕っているのか。マゴンドウ、スジイルカ、バンドウイルカ、ハナゴンドウ、マダライルカ、オキゴンドウ、カマイルカである。それらの近年の捕獲頭数を、下の表に示しておこう。

表 1　和歌山県追い込み漁の小型鯨類捕獲頭数（1996～2014 年）[5]

	マゴンドウ	スジイルカ	バンドウイルカ	ハナゴンドウ	マダライルカ	オキゴンドウ	カマイルカ
1996	298	211	135	70	0	20	
1997	204	545	234	60	0	25	
1998	84	376	143	157	397	37	
1999	211	520	511	250	0	0	
2000	109	235	1,271	367	27	0	
2001	210	418	195	350	0	18	
2002	55	565	688	220	400	7	
2003	55	382	105	186	102	12	
2004	62	554	475	437	0	0	
2005	40	397	285	340	0	0	
2006	198	479	285	232	400	30	
2007	243	384	300	312	0	0	0
2008	99	535	297	216	329	0	21
2009	219	321	352	336	0	0	14
2010	0	458	395	271	125	0	27
2011	74	406	76	273	106	17	24
2012	172	508	186	188	98	0	2
2013	88	498	190	298	126	0	39
2014	75	443	72	259	81	0	7
合計	2,496	8,235	6,195	4,822	2,191	166	134
年平均[6]	131	433	326	253	115	8	16

言うまでもなく、日本動物園水族館協会の保護種と和歌山県追い込み漁の小型鯨類とで重なっているのは、バンドウイルカとカマイルカである。ただし上の表には、水族館等に販売するための生体捕獲頭数も含まれている。これも近年の生体捕獲頭数だけを、次の表に示しておこう。

表２　和歌山県追い込み漁の小型鯨類生体捕獲頭数（2000～2014 年）[7]

	マゴンドウ	スジイルカ	バンドウイルカ	ハナゴンドウ	マダライルカ	オキゴンドウ	カマイルカ
2000	0	0	68	0	0	0	
2001	2	0	12	3	0	11	
2002	0	0	72	1	0	0	
2003	0	0	16	5	0	5	
2004	0	0	95	7	0	0	
2005	2	2	36	0	0	0	
2006	8	0	80	0	13	24	
2007	5	0	77	8	0	0	0
2008	1	5	57	8	6	0	16
2009	1	0	98	8	0	0	13
2010	0	2	168	10	16	0	17
2011	6	8	25	17	2	10	21
2012	7	2	131	24	0	0	2
2013	1	1	84	12	45	0	29
2014	2	0	40	8	28	0	6
合計	35	20	1,059	111	110	50	104
年平均[8]	2	1	70	7	7	3	6

バンドウイルカの年平均捕獲頭数は 326、生体の年平均捕獲頭数は 70 である。またカマイルカの年平均捕獲頭数は 16、生体の年平均捕獲頭数は６である。生体で捕獲された小型鯨類がすべて無事に生き続けたと仮定しよう。すると、年平均捕殺頭数は、バンドウイルカでおよそ 256、カマイルカでおよそ 10 になる。これだけの数だけ、日本動物園水族館協会が「とくに守ろうとしてい」る種を和歌山県太地町のいさな組合は捕殺している[9]。このことは、日本動物園水族館協会の目的に反するように思われる。もちろん、日本動物園水族館協会に属する会員園館が、バンドウイルカやカマイルカを捕殺しているわけではない。けれども、日本動物園水族館協会の会員園館は、太地いさな組合が捕獲した中からイルカを購入している。ということは、このイルカの収集は、収集するのではない他の多くのイルカを巻き添えにする非選択的な方法だと言えるだろう。

実際のところ、日本動物園水族館協会は、2014 年、日本動物園水族館協会会員用の捕獲とそれ以外の漁とを完全に分離する方法を模索した。この方法だと、いさな組合が日本動

物園水族館協会会員用に追い込んだイルカは、水族館等に販売されるか、売れ残った場合には海に戻される。１頭たりとも屠殺されない。したがって、このイルカ収集方法は、非選択的ではない。もちろん、水族館用に捕獲されるイルカは大切に扱われるので、残酷でもない。

しかし、太地いさな組合が多数のバンドウイルカを捕殺し、年平均 10 頭のカマイルカを屠殺しているという事実は残る。日本動物園水族館協会の会員園館が自ら非選択的な収集をしないとしても、日本動物園水族館協会が「とくに守ろうとしてい」る種を多数捕殺している事業者からイルカを購入することは、問題があるだろう。そのような事業者を日本動物園水族館協会の会員園館が経済的に支援することになるからである。すでに 2006 年の書簡で、世界動物園水族館協会のサウスマン会長は、太地町のイルカ追い込み漁が「非人道的（inhumane)」だという理由で、イルカ追い込み漁に反対するという世界動物園水族館協会の立場を表明している（Sausman)。それだけではない。いかなる仕方でもイルカ追い込み漁と関わり合いになることは世界動物園水族館協会の倫理綱領に反する、とも述べている（Sausman)。要するに、自分が手を汚さないだけではなくて、残酷な方法で野生動物を捕獲している事業者と手を切ることを求めている。ここでは、イルカ追い込み漁の非選択性というよりも残酷性が、中心的な問題になっている。

ちなみに、世界動物園水族館協会の「倫理と動物福祉に関する綱領」第 12 条の「野生動物の福祉問題」は、英語では、External Wild Animal Welfare Issues である。そこでは、同協会の会員とは関係のない野生動物の福祉問題について、同協会の意見・立場が表明されている。述べられているのは、野生動物の残酷な捕獲方法に反対する、ということである。では、イルカ追い込み漁は、非人道的・残酷なのか。これが争点である。

第２節　ケネディ大使

すでに本稿冒頭で第３の出来事として述べたように、イルカ追い込み漁が非人道的だから反対だ、と発言したのは、ケネディ駐日米国大使であった。これは、たんにケネディ大使の個人的見解ではない。「米国政府はイルカの追い込み漁に反対します」と述べている。その理由は、追い込み漁でイルカを殺すことは、非人道的（inhumane）だからである[10]。「非人道的」という言葉は少し分かりにくいけれども、「残酷（cruel)」と同義と言ってよい。では、事実問題として、イルカ追い込み漁は残酷なのか。この問いに答えるには、事実を見るしかない。一般の人間が簡単に見ることができるのは、エルザ自然保護の会がインターネット上で公開している「日本のイルカ猟」という動画と、シホヨス監督の『ザ・コーヴ』という映画（DVD）であろう。エルザ自然保護の会が公開しているのは、1999 年に静岡県富戸で撮影されたイルカ追い込み漁の映像である[11]。太地の追い込み漁は、1970 年代に富戸の追い込み漁を見習って始められたものなので、太地の追い込み漁の実態と富戸の追い込み漁の実態は同じだと見てよい。映画『ザ・コーヴ』のイルカ追い込み漁の場面が撮影されたのは、おそらく 2007 年と考えられる。これらの映像を私が見るかぎり、太地町のイルカ追い込み漁はたしかに残酷だと思われる。追い込み漁での屠殺の様子を一言で表現すれば、イルカを銛でめった打ちにしている。

しかし、これらの映像は少し古い。和歌山県によれば、映画『ザ・コーヴ』で紹介されたような屠殺方法は、現在では使われていない。2008 年以降、イルカの屠殺方法を改善したというのである。和歌山県の文書から引用しておこう。

> 2008 年 12 月以降は、イルカが苦痛を感じる時間を短くするために、デンマークのフェロー諸島で行われている方法に改められています。この方法では、捕殺時間は 1/30 に短縮（10 秒前後）され、イルカの傷口も小さく、出血も殆どなくなりました。（和歌山県）

おそらくこの新しい屠殺法――「脊髄切断法」と呼ばれる（岩崎、貝）――は、従来の方法とくらべて改善したのであろう。けれども問題は、改善が十分かどうかである。十分なのだろうか。改善が十分であることを証明する映像資料は公開されていない。「現在屠殺は青い防水シートで覆われた岸辺で行われるので、イルカやゴンドウが屠殺される様子を確認するのは容易なことではない」（伴野：256）。しかし、インターネット上で「シー・シェパードが撮影した太地町のイルカ追い込み漁」と題する動画を見るかぎり、イルカ追い込み漁の屠殺は私には依然として残酷と思われる。また、フェロー諸島での小型鯨類屠殺の様子ならば、多くの動画が見られる。例えばこれもシー・シェパードが撮影した「Graphic Video and Images of Pilot Whale Slaughter in the Faroe Islands」という動画をみると、フェロー諸島での小型鯨類の屠殺も私には残酷と思われる。

では、イルカの屠殺方法が残酷だったならば、どこが問題なのか。ケネディ大使の意図は、残酷な屠殺方法には反対するが、人道的な屠殺方法には（必ずしも）反対しないということのようである。では、残酷な屠殺方法と人道的な屠殺方法は、どこが違うのか。おそらく違いは、苦痛の有無だろう。ここには、苦痛を忌避する姿勢がある。それは、私たち自身が苦痛を忌避するからである。言ってみれば、私たちは、苦痛が悪いことだと知っている。だから、イルカの残酷な屠殺も悪いことであり、反対するというのだろう。

ケネディ大使の発言に対しては、牛や豚や鶏を殺して食べるのはよくてイルカを殺して食べるのはよくないというのはおかしい、という反論がありうるだろう。この反論に対して、おそらくケネディ大使は、牛や豚や鶏の屠殺方法は人道的だけれどもイルカの屠殺方法は残酷だから牛や豚や鶏の屠殺とイルカの屠殺とは違う、と答えるのだろう。ここには、死そのものは（必ずしも）悪いことではないという認識があると思われる。問題は殺す際の苦痛であり、苦痛さえ避けることができれば殺すことは悪いことではないということだろう。これは「常識に潜む功利主義」と呼べるような論点である。すなわち、快が正の値であり苦が負の値だとすれば、何も感じていない状態は正でも負でもなく零で表されることになる。死が何も感じない状態だとすれば、零は負の値ではないのだから、死が悪いとは言えない。この論理で行けば、悪いのはあくまでも今現在の殺し方であって、殺し方さえ残酷でなければ、イルカを殺して食べることに何の問題もない、ということになる。

しかし、牛や豚や鶏の場合とイルカの場合とは違うという返答に対しては、さらに次のように再反論がありうるだろう。第１に、牛や豚や鶏を殺す場合には、牛や豚や鶏は本当

に苦痛を感じないで死んでいくのか。苦痛を感じさせないで牛や豚や鶏を殺すことができるというのは、たんに理論上での話にすぎないだろう。実際にはそううまくいくわけではなくて、多くの牛や豚や鶏が苦痛を感じながら殺されるだろう。第２に、仮に牛や豚や鶏を苦痛なしに殺せるとしても、牛や豚や鶏を飼育する過程で牛や豚や鶏に多大な苦痛を与えているだろう[12]。だから、仮に屠殺方法が人道的だったとしても、飼育方法が残酷である。この点では、イルカのほうが、殺される前の生涯において自由を享受できたという意味で、牛や豚や鶏よりもはるかにましである。第３に、たとえ牛や豚や鶏の飼育過程が残酷ではなくて人道的だったとしても、牛や豚や鶏も殺すことが悪いことではない、ということにはならない。たしかに、殺された牛や豚や鶏は何も感じない。しかし、生きていた時の快の状態（正の値）から死んでいる状態（零の値）への移行は、牛や豚や鶏にとって損害であり危害だからである。だから飼育方法が人道的だった場合――たとえ屠殺方法が人道的だったとしても――牛や豚や鶏を殺すことは依然として悪いことである。したがって、以上３つの理由で、イルカを殺して食べることが悪いことであるのと同様に、牛や豚や鶏を殺して食べることも悪いことである。このように、ケネディ大使の返答・論理を批判することができる。

ただし、この批判は、イルカ追い込み漁にも跳ね返ってくる。イルカを殺して食べることが悪いことだという認定に基づいているからである。次のように言われるだろう。

> そう、イルカを殺して食べることが悪いのと同様に、牛や豚や鶏を殺して食べることも悪い。言い換えると、牛や豚や鶏を殺して食べるのが悪いのと同様に、イルカを殺して食べるのも悪い。どちらも同じように悪い。

では、もう１度、牛や豚や鶏の場合と、イルカの場合とで違いはあるのだろうか。

第３節　シー・シェパード

次に、第１の騒動を引き起こしたシー・シェパードを見てみよう。そもそも、シー・シェパードとは何か。シー・シェパードは、正式名称を「シー・シェパード保全協会（Sea Shepherd Conservation Society）」という。その使命（目的）は、「生態系を保全し種を保存するために、世界の海洋において生息環境の破壊や野生生物の殺害を止めさせること」である（Sea Shepherd a）。実際にどのような活動をしているかと言うと、クロマグロやイルカ、珊瑚礁、アシカ、アザラシ、鮫、ウミガメ、クジラを保護する活動をしているようである（Sea Shepherd b）。イルカに関しては、デンマークのフェロー諸島では 1985 年から、和歌山県太地町では 2003 年から活動をしている（Sea Shepherd c, d）。

シー・シェパードについて最初に注意すべき点は、シー・シェパードが運動団体だということだろう。つまり、シー・シェパードは、特定の運動をするために集まった人たちの団体であって、運動のための動機や理由は特に問われない――動機や理由を問わないことによって、多くの人の参加を可能にしていると思われる。だから、「イルカを殺して食べるのは悪くて、牛や豚や鶏を殺して食べるのはよいのか」という反論は、シー・シェパード

に対しては当てはまらない。シー・シェパードは、「うちの団体は、陸上生物のことには関知しない。うちの会員の中には、牛や豚や鶏に関してさまざまな考え方の者がいる」と述べておけばすむだろう。また、運動団体として特定の分野に専門特化することも許されるだろう。例えば、海洋の生態系の保全に特化し、クジラやイルカの保護を得意分野としてもおそらく許されるだろう。前の段落で述べたようにシー・シェパードはさまざまな活動をしているけれども、活動の中心はクジラやイルカ、アシカやアザラシであるように思われる。数ある海洋生物の中で、なぜクジラやイルカ、アシカやアザラシを特に保護しようとするのか。哺乳類のほうが一般の人々の共感を得やすいということも考えられるだろう。

では、太地町のイルカ追い込み漁の何が問題なのか。シー・シェパードのホームページを見るかぎり、シー・シェパードはイルカの殺害に反対している[13]。それでは、生態系を保全し、種を保存するために、イルカの持続可能な捕獲はあり得ないのだろうか。明らかにシー・シェパードは、種を保存するためにイルカの殺戮を止めさせると考えている。種の保存がどうしてイルカの殺戮を止めさせることに結びつくのか――２つの論理が考えられる。第１に、シー・シェパードは、生態系の保全ということで人間の介入が一切ない状態を考えている。したがって、イルカの殺害は決して許されない。第２に、イルカは種の保存の危機に瀕している。しかも、イルカのような大型哺乳類は、少ししか子供を産まないので、いったん個体数が減ったならば、回復は非常に難しい。だから、イルカの捕獲・殺害に関しては慎重にも慎重を期す必要がある。ところが、もし人間が近代的な技術を用いて商業捕獲を行うならば、イルカはひとたまりもない。言い換えると、近代的な商業捕獲は、実際問題として持続可能ではあり得ない。第２の論理で行けば、野放図な商業的捕獲は許されないものの、厳格に管理された捕獲は許される余地がある。

けれども、シー・シェパードの文書を読むと、シー・シェパードは、一頭一頭のイルカの福祉にも気遣っている。ということは、シー・シェパードは、第１の論理、つまり種の保存ということで、人間がイルカに一切の危害を加えないことを考えているようである。では、どうしてイルカに危害を加えることが悪いことなのか。その説明が、シー・シェパードには見当たらない。おそらくそれが、シー・シェパードが分かりにくい理由なのだろう。シー・シェパードがその使命を述べた文書から伺えることは、海洋の生態系を傷つけないで未来の世代に残すというていどのことである（Sea Shepherd a）。

種の保存ということで言えば、太地町の追い込み漁よりも、岩手県の突きん棒漁のほうがずっと多くのイルカを捕殺していた。例えば、シー・シェパードが太地町に来る 2003 年の前年である 2002 年には、イシイルカとリクゼンイルカを合わせて 14,300 頭を捕獲していた[14]。にもかかわらず、シー・シェパードは、岩手県の突きん棒漁を問題にせずに、太地町の追い込み漁を問題にする。それは何故だろうか。２つのことが考えられる。第１に、岩手県の突きん棒漁は、沖合で行われるために、シー・シェパードにとって手が届きにくい。第２に、追い込み漁のほうが、残酷な映像を手に入れやすい。おそらく運動を進める上では、残酷な映像の効果が非常に大きいのだろう。それでシー・シェパードは、岩手県の突きん棒漁ではなくて太地町の追い込み漁に来たのではないかと考えられる。

ところで、前節の最後にたてた問い、牛や豚や鶏の場合とイルカの場合とで違いがある

のか、という問いにまだ答えていない。少なくとも１つ違いがある。イルカは、牛や豚や鶏と違って、野生動物である。たしかに、野生動物であるか家畜であるかにどういう倫理的違いがあるかは、よく分からない。けれども、さしあたり一応の違いはある。野生動物が１つの国の領内にのみ生息する場合には、その野生動物の管理は、その国が１国で責任を持って行うことになるだろう。しかし、渡り鳥のように複数の国の間を行き来して生息する動物の場合、１つの国がその動物を自分の国で捕まえて勝手に処分することは許されないだろう。イルカは、広い海域を回遊する。ということは、太地町沖に現れたイルカが、日本の排他的経済水域だけではなくて、他国の排他的経済水域や公海でも生息している可能性が十分にある。その場合には、他国との協議が必要だろう。とくにイルカが公海でも生息している場合には、イルカは公海の資源でもあることになる。公海の資源は無主のものであって誰でも自由に利用してよい、ということにはならないだろう。そんなことをしていたら、公海は瞬く間に荒廃してしまうだろう。むしろ公海は、人類共通の財産と見なすべきである。もちろん、イルカのなかには、日本の排他的経済水域の中だけで生息するイルカもいるだろう。そうしたイルカは、日本国民に共通の財産だということになる。

第４節　オバリー

次に、映画『ザ・コーヴ』に移ろう。この映画の中心的な登場人物は、オバリーである。では、オバリーの主張は何か。オバリーは、太地町のイルカ追い込み漁に反対している。この主張は、２つの要素に分けることができる。第１に、イルカの殺戮に反対する、ということである。第２に、イルカの捕獲・飼育に反対する、ということである。第２の要素がオバリーに特徴的なので、ここでは第２の要素に焦点を絞ろう。イルカ飼育の問題点として、オバリーは著書の中で次のように書いている。

> まずひとつは、イルカたちが、音の世界に住んでいるということです。‥‥イルカたちは、海中のものすべて、魚やボートなどからはね返ってくる超音波をいつも聴いています。もし、何もなければ、何の音もはね返ってこないというわけです。ところが、セメントの水そうでは、どこに行ってもいつも音がはね返ってきてしまいます。その上、他のイルカたちの出した音までも、はね返ってきて受けとってしまう。それじゃまるで鏡の部屋で暮らしているようなものです。あっという間にイルカたちは、気が狂ってしまいます。‥‥
> デクスターさんは子供たちにイルカがどんなに自由で遊び好きな生き物かを話してくれました。毎日、魚をとったり、波乗りをしたり、海中深くもぐったり、いろいろなことをしながら、何キロも泳ぐこと。でも、水そうの中では、ただぐるぐる泳ぎ回ることしかできないこと。ペットプールの中では、泳ぎ回ることさえできないのです。どんなに、ショーでイルカたちがよろこんでいるように見えても、それはただ、えさを食べたいからだということもデクスターさんは話してくれました。そのせいでイルカたちにストレスがたまって、人と同じようにいろいろな潰瘍ができてしまうこと。そして適切な治療ができなければイルカたちは死

んでしまうということも。（オバリー：52～53）

ちなみに、日本の「動物の愛護及び管理に関する法律」の第２条では、次のように述べられている。

> その動物の種類、習性等を考慮した飼養または保管を行うための環境の確保を行わなければならない[15]。

上のようなイルカの習性を考慮したとき、オバリーは「イルカを施設内に囲うことは残酷」だというのである（川端：282）[16]。

その証拠として、水族館等で飼育されたイルカの死亡率の高さを挙げることができるかもしれない[17]。また引きになるれけども、日本動物園水族館協会の「種保存委員会報告書」によって見てみよう。

> 日本全国でのハンドウイルカの飼育数は２００９年末の時点で２７３頭であり、年間の死亡数は２９頭だ。‥‥一方、繁殖事例は少ない上に、初期死亡率も高い。年間で１１の繁殖事例のうち、流産死産が６例、正常に産まれたのは５頭だけだった。さらにこの５頭のうち、２００９年末時点まで生き残っていたのは２頭のみだった。（川端：288）

たしかに、野生動物の飼育が困難なのは、なにもイルカに限ったことではないだろう。小さな動物を例外として、広い場所を必要とする動物や知能の高い動物の飼育が難しいことは、想像に難くない。だから、例えばトキやコウノトリの飼育は、種の保存のために人工飼育や人工繁殖がどうしても必要だという場合を除いては、好ましくないだろう。

では、なぜイルカを飼育するのか。主として人間の娯楽のためである。川端の著書の中で紹介されている「リチャード（リック）・オバリーからのお願い」の中で、オバリーは、次のように述べている。

> イルカショーを見に行くのを止めましょう。
> 水族館施設に入場料を払って、水槽に閉じ込められているイルカを見たり、施設内のイルカと泳いだりするのを止めましょう。入場料は施設の資金源になります。
> ‥‥
> イルカのトレーニングについても、水族館施設は、イルカが楽しんでショーをしていると言っています。しかし、イルカは食べ物がほしくて芸をしているのです[18]。（川端：282）

たしかに、多くの人にとって例えば名古屋港水族館や南知多ビーチランドに行くときの最大の魅力は、イルカショーを見ることだろう。実際に、もしイルカショーがなかったなら

ば、名古屋港水族館や南知多ビーチランドに行く人の数は、大きく減るだろう。ところが、オバリーは、そのイルカショーがイルカを虐待することによって成り立っている（観客にとっては）見せ物であり（事業者にとっては）商売だと言うのである。たしかに、イルカは芸をさせられているのだろう。その意味で、サーカスで動物が芸をさせられるのと変わらない。ということは、そもそもイルカを飼育する理由が重要な理由ではない。たしかに、私たち娯楽の消費者はイルカショーを見なくても別段困りはしない。またイルカショー以外にもイルカを飼育する理由は挙げられるかもしれない。例えば、イルカの研究である。けれども、そうした理由は、実際の理由の中で大きな比重を占めていないし、それ自体としても必要性が疑わしい。つまり、飼育しなくても、イルカの研究はできるだろう。

では、どうしてイルカを捕獲して水槽の中で過酷な生活を強いることは、間違いなのか。イルカは自分自身の権利をもった（法的）人格と認められるべきだ、とオバリーは主張する（O'Barry a）。これは、G. L. フランシオンの動物奴隷制廃止論と近い。フランシオンは、動物に法的人格を認めない限り、言い換えると動物が人間の所有権の対象である限り、動物の権利の擁護はおぼつかない、と考える。それは、奴隷が奴隷である限り、奴隷の権利を主張しても実効性がないのと同じである。しかし、どうしてそもそもイルカに権利が認められるべきなのか。ごく簡単に言えば、イルカが「極めて知的で、極めて感受性が豊かだ（highly intelligent, highly sensitive）」からである（O'Barry a）。映画『ザ・コーヴ』の監督であるシホヨスは、「快苦を感じる能力と、（他の存在と）複雑で永続的な情緒的関係――種の境界を越えることもある――を築く能力」が人間とイルカに共通であり、こうした特質が人間にもイルカにも「同じ道徳的・法的保護」を与えるのだと主張している（Psyhoyos）[19]。また「イルカの人格」と題する別の文書では、オバリーはより詳しく以下の特質を法的人格の要件として挙げている。

意識がある。
自己意識がある。
感情がある。
自分の行動を制御できる、つまり決めることができる。
他の人格を認めることができる。
複雑な問題を解くことができる。
洗練された認知能力がある。（O'Barry d）

人間の場合には、法的保護が与えられる理由は、ごく簡単に「感情があり、家族や自由を気にかけ、身体的・精神的な苦痛を感じるから」とだけ述べられている（O'Barry d）。

こうした特質を有する存在が、法的保護に値するとされる。具体的にどのような権利がイルカに認められるべきなのか。オバリーは、3つの権利を挙げている。すなわち、「生命、行動の自由、身体の安全保障（the right to life, liberty and freedom from harm）」である（O'Barry d）。これらは、人間の場合でも最も重要な権利と考えられる。そうした人間にとって絶対に必要不可欠な権利を、イルカも共有しているというわけである。

イルカに法的人格を認めよという主張は、大型類人猿の権利宣言と同様のものと見ることができる。大型類人猿の権利宣言で権利があるとされる大型類人猿は、チンパンジーとゴリラとオランウータンである。チンパンジーとゴリラとオランウータンとに権利が認められるべき理由は、彼らが「彼らを平等なものの共同体に入れることを正当化するに足るほどの精神的能力をもち、情緒的生活をしている」からである。そして認められるべき権利は、生存への権利と個体の自由の保護と拷問の禁止である（カヴァリエリ＆シンガー：viii～ix）。

おそらく、オバリーの主張は、こうした延長線上で理解する必要がある。つまり、まず人間に普遍的に基本的人権が認められた。次いで、大型類人猿にも権利を認めよという主張がある。同じように、鯨類に権利を認めよという主張もありうるだろう。それに対して、例えば「和歌山県の見解」は何と答えているだろうか。「イルカ漁等に対する和歌山県の見解」と題する文書は、おおむねオバリーの主張を「イルカは知的で人間に親しみのある動物、食べるなんてかわいそう」と要約している（和歌山県）。和歌山県の回答を、その要点だけ次に挙げておこう。

人は皆、生きるために生き物の命を奪っています。（和歌山県）

これは事実である。しかしながら、どんな生き物でも無差別に殺して食べているかと言えばそうでもない。例えば、人間を殺して食べたりはしない。では、殺して食べてよい生き物とそうすべきでない生き物の境界線は、どこにあるのか。どのような原理に基づいて、区別をするのか。その点についての考察が、和歌山県の回答には欠けている。おそらく暗黙の前提としては、人間は人格だから殺してはいけない、他の動物は人格でないから殺してもよいというような区別があるのだろう。たしかに、それが従来の区別である。しかし今現在、その従来の区別が疑問に付されている。したがって、従来の区別を擁護する人は、新たな挑戦・疑問に答える必要がある。ところが、「和歌山県の見解」という文書では、動物の権利論を意識している形跡がない。ここには、２つの問題がある。第１に、和歌山県は、オバリーやシホヨスの見解を十分に調べて研究していない。第２に、オバリーやシホヨスのほうでも日本語での広報活動が十分ではない。むしろまったく不十分と言ったほうがよい。

とは言うものの、オバリーには、イルカの権利や法的人格を積極的に言わない理由があるかもしれない。というのは、権利や法的人格の主張をしなくても、動物の福祉という考えによっても、イルカの虐殺や飼育に反対することはできるだろうからである。むしろそのほうが、より多くの人の賛同を得やすいだろう。

第５節　解決案

では結局、結論として私たちはどうしたらよいのだろうか。シー・シェパードやオバリーやケネディ大使や世界動物園水族館協会を中心的登場人物とする一連の騒動は、問題提起である。問題は、私たちがそれにどう応えるかである。私のここでの提案は、イルカに

権利と法的人格を認めよとか、一般的に動物に権利と法的人格を認めよというほど根本的なものではない。むしろ日本の現行の法制度内での控えめな提案である。しかも、私の独創でもない、すでに多くの人によって述べられていることがらである。

先にも言及したように、日本には「動物の愛護及び管理に関する法律」がある。その第２条には、次のように述べられている。

> 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

この法律で言うところの動物とは、哺乳類、鳥類又は爬虫類である。言い換えると、両生類や魚類や昆虫は、この法律の適用を受けない。けれども、イルカは哺乳類である。したがって、当然に、イルカも「動物の愛護及び管理に関する法律」によって守られるべきである。ただし正確に言えば、「動物の愛護及び管理に関する法律」が適用されるのは、人が占有している動物である。では、野生動物はどうなるのか。野生動物は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」によって保護される。この法律で言うところの鳥獣とは、「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」である。したがって、爬虫類は含まれない。けれども野生のイルカは、ここに含まれるべきものである。にもかかわらず、イルカは、この法律の適用除外になっている。なぜか。よく分からない。

歴史をひもとけば、1971 年に環境庁が発足したとき、鳥獣の保護は農林水産省から環境庁に移管されたにもかかわらず、海生哺乳類の管轄は農林水産省から環境庁に移されなかった。それがそのまま、1993 年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」ができた後も、イルカの管轄は環境省ではなく、農林水産省の水産庁になっている。結果として、イルカをめぐる政策は、イルカを保護するものとはなっていない。イルカの管轄が環境省か水産庁かという問題は、イルカが野生動物かそれとも資源かという問題だと言ってもよい。少し考えれば分かるように、イルカは第１に野生動物である。それは、野生動物が資源として利用されたり利用されなかったりするのであって、資源が野生動物になったりならなかったりするのではないからである。野生動物は、無主である。よって野生動物は、国民共有の財産と見なすことができる。もちろん、イルカを国民共有の財産と見なす場合には、イルカは広い意味での資源でもある。けれども、その資源をどのように利用するか保護するかは、現代日本人の道徳感覚にしたがって決めるべきことがらである。国民の与り知らないところで勝手に決まっているというようなことは、あるべきでない。その意味で、情報公開は、非常に重要である。その上で、国民が十分な情報を得て熟議して、イルカ追い込み漁の是非を決めるべきであろう。そのためには、海生哺乳類の管轄を水産庁から環境省に移すことがぜひとも必要である。これが、一応の結論であり主張である。

しかしながら、みんなで議論して決めたらいいと言うだけでは、いささか無責任でもある。みんなで決めると言っても、その場で私はどのような主張をするのか。それを言うべ

きである。私は、受け入れられないような過激な提案はしない。受け入れられるような現実的な提案をする。それは、野生動物は保護するのが基本原則だというものである。野生動物を保護しないのは例外的であって、特別な理由がある場合に限られる――特別な理由として第１に考えられるのは、例えば野生動物が病原菌を拡散させるような場合である。より具体的に太地町のイルカ追い込み漁について言えば、追い込み漁は止めるべきである[20]。理由は残酷だからということである。

最後に、私の提案に対して想定される批判にも簡単に答えておく。たしかに、現代日本人の中では、イルカ追い込み漁を残酷だと感じる人が圧倒的多数であろう。その意味で、イルカ追い込み漁問題を国民全体で協議して多数決で決めれば、イルカ追い込み漁は禁止ということになりそうである。けれども、それは多数派の専制になりはしないか。イルカ追い込み漁を残酷だと感じる人が多いからという理由だけで、イルカ追い込み漁を禁止してよいのか。しかし、この批判に対しては、多数派の専制にならないと答えることができる。なぜなら、イルカは野生動物であり、言ってみれば国民全体の共有財産なので、イルカをどうするかはたしかに国民全体で決めることができるからである。イルカを保護しようと決めたとしても、誰の権利を侵害したことにもならない。言い換えれば、多数派の専制にならないのは、少数派の権利を侵害していないからである。現在の制度の下でも、追い込み漁は許可されているだけであって、権利ではない[21]。

＜参考文献＞

岩崎俊秀、貝良文、「和歌山県太地町のいるか追い込み漁業における捕殺方法の改善」、http://www.cypress.ne.jp/jf-taiji/geiruihosatu.pdf

エルザ自然保護の会、「日本のイルカ猟」、http://elsaenc.net/video/dvd/

リチャード・オバリー、『イルカのハッピーフェイス』（柳沢訳）、地湧社、1994 年。

粕谷俊雄、『イルカ――小型鯨類の保全生物学』、東京大学出版会、2011 年。

P. カヴァリエリ＆P. シンガー、『大型類人猿の権利宣言』（山内・西田監訳）、昭和堂、2001 年。

川端裕人、『イルカと泳ぎ、イルカを食べる』、ちくま文庫、2010 年。

キャロライン・ケネディ、2014 年 1 月 17 日のツイート、https://twitter.com/CarolineKennedy

C. R. サンスティン＆M. C. ヌスバウム編、『動物の権利』（安部・山本・大林監訳）、尚学社、2013 年。

シー・シェパード「シー・シェパードが撮影した太地町のイルカ追い込み漁」、2014 年。https://www.youtube.com/watch?v=OCkEAxLRMbQ

ルイ・シホヨス、『ザ・コーヴ』（DVD）、ポニーキャニオン、2011 年。

水産総合研究センター、「国際漁業資源の現況」、http://kokushi.fra.go.jp/index-2.html

水産庁、「日本の小型鯨類調査・研究についての進捗報告」、http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/w_document/index.html

伴野準一、『イルカ漁は残酷か』、平凡社新書、2015 年。

日本動物園水族館協会（日動水と略記）[2006]、「日本動物園水族館協会倫理要綱」、http://www.jaza.jp/jaza_pdf/library_jaza/2011rinriyoukou.pdf
――[2015a]、「JAZA の４つの目的」、http://www.jaza.jp/about.html
――[2015b]、「種別調整対象種」、http://www.jaza.jp/about_sosiki01_2.html
G. L. フランシオン、「動物は財産か、人格か」（土屋訳）、サンスティン＆ヌスバウム：148～191 に所収。
和歌山県、「イルカ漁等に対する和歌山県の見解」、http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071500/iruka/dolphin_fishery.pdf
Cetacean Inspiration. “Are Your Favorite Marine Parks Connected to the Dolphin Slaughter?”https://cetaceaninspiration.wordpress.com/2012/01/01/are-your-favorite-marine-parks-connected-to-the-dolphin-slaughter/
The Humane Society of the United States (HSUS). “Drive Fisheries.” http://www.humanesociety.org/issues/fisheries/facts/drive_fisheries.html
O’Barry, Ric [a]. “About Dolphins.” https://dolphinproject.net/about-dolphins/
――[b]. “To Free a Dolphin: A Step-by-Step Guide to Dolphin Activism.” https://dolphinproject.net/take-action/to-free-a-dolphin-a-step-by-step-guide-to-dolphin-activism/
――[c]. “Save Japan Dolphins.”https://dolphinproject.net/take-action/save-japan-dolphins/
――[d]. “Dolphin Personhood.” https://dolphinproject.net/take-action/dolphin-personhood/
Psyhoyos, Louie. “Open Letter to the Romanian Parliament for Supporting a Draft Law Regarding Recognizing Dolphins as Non-Human Persons.” http://voxpublica.realitatea.net/politica-societate/draft-law-for-recognizing-dolphins-as-non-human-persons-102731.html
Sausman, Karen. “Untitled Letter.” http://www.vcn.bc.ca/cmeps/images/waza.pdf
Sea Shepherd [a]. “Who We Are.” http://www.seashepherd.org/who-we-are/
――[b]. “Campaigns.” http://www.seashepherd.org/campaigns
――[c]. “Sea Shepherd History Stopping the Grind.” http://www.seashepherd.org/faroes/about-campaign/sea-shepherd-history.html
――[d]. “Sea Shepherd and Taiji.” http://www.seashepherd.org/henkaku/history-of-sscs-in-taiji.html
――[e]. “Graphic Video and Images of Pilot Whale Slaughter in the Faroe Islands.” https://www.youtube.com/watch?v=V7NVmvjV88g
SeaWorld Fact Check (SWFC). “Drive Hunt/Taiji.” http://www.seaworldfactcheck.com/taiji.htm
World Association of Zoos and Aquariums (WAZA) [2003]. “WAZA Code of Ethics and Animal Welfare.” http://www.waza.org/files/webcontent/1.public_site/

5.conservation/code_of_ethics_and_animal_welfare/Code%20of%20Ethics_EN.pdf
———[2015a]. “Vision and Mission.” http://www.waza.org/en/site/about-waza/vision-and-mission
———[2015b]. “WAZA Council votes to suspend Japanese Association of Zoos and Aquariums (JAZA).” http://www.waza.org/en/site/pressnews-events/press-releases/waza-council-votes-to-suspend-japanese-association-of-zoos-and-aquariums-jaza
（オンライン資料の住所はすべて、2016 年 1 月 25 日確認である。）

＜注＞

[1] 本稿は、2015 年 12 月に京都生命倫理研究会（京都大学）で発表した原稿に若干の加筆修正をしたものである。
[2] 2015 年 4 月時点での話である。その後、太地町立くじらの博物館は、2015 年 9 月に日本動物園水族館協会から退会した。したがって 2016 年 1 月現在では、日本動物園水族館協会に加盟する園館数は、151 である。
[3] この点で組織の構造は少しややこしい。例えば名古屋では、名古屋港水族館は日本動物園水族館協会の会員であり、日本動物園水族館協会は世界動物園水族館協会の会員（association member）である。けれども名古屋港水族館は、世界動物園水族館協会の会員ではない。他方で、東山動植物園は、日本動物園水族館協会の会員でもあり世界動物園水族館協会の会員（member institution）でもある。
[4] 訳に当たっては、日本動物園水族館協会の倫理要綱を参考にし、その日本語表現をできるだけ踏襲した。
[5] 水産総合研究センターの「国際漁業資源の現況（小型鯨類の漁業と資源管理）」平成 26 年度版および平成 18 年度版を基に作成。ただし、2014 年の捕獲頭数は、伴野：240～241 から補った。
[6] 年平均値は、小数点以下を切り捨ててある。また、カマイルカの年平均値は、捕獲枠が設定された 2007 年から 8 年間の平均である。
[7] 水産総合研究センターの「国際漁業資源の現況（小型鯨類の漁業と資源管理）」平成 26 年度版および水産庁の「日本の小型鯨類調査・研究についての進捗報告」平成 12～16 年度版を基に作成。ただし、2014 年の生体捕獲頭数は、伴野：240～241 から補った。
[8] 上記注 6 と同じ。
[9] 和歌山県太地町でイルカ追い込み漁を行っているのは、太地いさな組合である。
[10] アメリカ合衆国は、海生哺乳類保護法（Marine Mammal Protection Act）で、海生哺乳類の捕獲を原則禁止している。その上で、海生哺乳類を例外的に捕獲する場合には人道的な方法によることを求めている。1993 年に、カリフォルニア州の水族館が日本の追い込み漁から小型鯨類を米国に輸入しようとした——しかし、アメリカ海洋漁業局（National Marine Fisheries Service）は、捕獲方法が人道的ではないという理由で、輸入を許可しなかった。その方針が今も生きているようである（HSUS、SWFC、Cetacean Inspiration）。
[11] 富戸では、2004 年を最後に、イルカ追い込み漁が行われていない。
[12] これは、工場畜産を念頭においての話である。言うまでもなく、アメリカや日本で消費される牛や豚や鶏の大部分は工場畜産によって供給される。
[13] シー・シェパードは、イルカの生体販売にも反対している。これについては次の節で論じるので、ここでの議論は省略する。
[14] ただし、2011 年からは大分減っているようである。詳しくは、水産総合研究センターの「国際漁業資源の現況（小型鯨類の漁業と資源管理）」平成 18 年度版および平成 26 年度版を参照。

[15] ただしこれには、「その飼養又は保管の目的の達成のために支障を及ぼさない範囲で」という修飾がついている。
[16] これは、川端からのまた引きである。日本語の「日本のイルカを救いましょう」というホームページは現在閉じられているようである――「リチャード（リック）・オバリーからのお願い」という文書を見いだすことはできない。けれども、オバリーのホームページと言ってよい「Ric O'Barry's Dolphin Project」には、ほぼ同様の文言がある――すなわち、most dolphins are treated poorly. . . It's pretty much impossible to keep dolphins happy and healthy in any captive setting.（O'Barry c）。
[17] ただし、長生きさせることができればよい、というものでもない。オバリーは、生の長さではなくて生の質が問題なのだと強調している（O'Barry b）。
[18] 同様の内容は、O'Barry b, c でも確認できる。
[19] 引用文中の丸括弧内は、私（浅野幸治）が補った。
[20] 突きん棒漁も止めるべきである。
[21] イルカ漁業の規制の歴史については、粕谷：149～162 に詳しい説明がある。